

## 用語解説

五十音順	用 語	説 明
あ	あかちゃんすくすくテレフォン相談	乳幼児の病気や発達、しつけをはじめとする子育てに関する不安や悩みに対する電話相談。現在、済生会宇都宮乳児院内において実施しており、医師や保健師などの専門の相談員が、電話やファクシミリ、電子メールで対応している。
	新しいタイプの学校	これからの時代に対応する多様で柔軟な高校教育の推進のために、教育課程や種々の教育活動等に様々な特色づけや工夫がなされている学校のこと。
い	いきいき栃木っ子三あい運動	「学びあい、喜びあい、はげましあおう」のスローガンの下、人と人とのコミュニケーションを充実し、いきいきとした、たくましい栃木の子どもの育成を図ろうとする本県独自の教育運動。
	育児介護休業法	仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成3年5月に施行された法律。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められている。
	育成医療	障害を有する児童又は現存の疾病を放置すると障害を残すおそれがあると認められる児童に対する医療費の支給。指定医療機関での保険診療に関する自己負担相当分を公費で負担している。
	いじめ・不登校等対策チーム	児童・生徒指導や教育相談の充実、児童生徒の問題行動等への対応などに関して、学校訪問などにより各学校を支援するためのチーム。各教育事務所に配置された教員OB及び指導主事等で構成される。
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業。平成21年度から第2種社会福祉事業に位置づけられた。
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画。従業員300人（平成23年4月からは100人）を超える事業所は計画の策定が義務づけられている。それ以外の事業所は努力義務。
	インターネット・ホットラインセンター	インターネット上の違法情報、有害情報について一般国民からの通報を受け付け、その情報を分析し、違法情報の場合は、警察へ通報するとともに、プロバイダ、サイト管理者等に対して削除を依頼するセンター。警察庁が財団法人インターネット協会に委託しており、平成18年6月1日から運用している。
	インターンシップ	産業の現場などで、生徒が在学中に自分の学習内容や進路などに関連した就業体験を行うこと。
え	NPO	Nonprofit Organizationの略。民間非営利組織。広義では社団・財団法人や協同組合などの互助的団体も含まれるが、一般には、ボランティア団体をはじめとした社会貢献活動を主として行う団体や特定非営利活動法人を指すことが多い。
お	親学習プログラム	保護者同士が交流しながら、子育ての悩みを解消したり、自身の子育てをふりかえることで、子育てに必要な知識やスキル等を主体的に学べる参加型学習プログラム。県教育委員会が作成。
か	外国語指導助手（ALT）	（ALT：Assistant Language Teacher）小学校・中学校・高等学校で、日本人教師による外国語授業の補助を行う指導助手。ほとんどが英語を母語とする外国人。
	学校移動博物館	博物館と学校の協働による教育を目指し、教育委員会等と連携し、県内の小学校・特別支援学校において、児童・PTA等を対象に県立博物館の収蔵資料を展示し、解説するほか、体験活動を行う。
	学校評議員制度	学校運営に関する校長の権限と責任に基づき、「地域住民の学校運営への参画」「地域に開かれた学校づくり」を目指し、必要に応じて地域社会の有識者等から幅広く意見・助言を求める制度。
	家庭教育オピニオンリーダー	県が行う家庭教育オピニオンリーダー研修の修了者。自主的、主体的な学習や相談活動の実施など、地域の家庭教育に関する指導者としての役割が期待されている。
	家庭教育関連研修	地域において家庭教育に関する学習・相談活動等を行う支援者（家庭教育オピニオンリーダー、親学習プログラム指導者など）を養成する研修。
	家庭生活支援員	母子家庭等日常生活支援事業の実施に当たり、支援を必要とする母子家庭等に対して生活介助や子育て支援を行う者。
	家庭相談員	家庭や子どもの福祉の向上のため、子どもや妊産婦の福祉に関する相談や調査、指導などに当たる相談員。市長が委嘱し、市福祉事務所に配置されている。
	家庭の日	青少年の健全な育成に、家庭の果たす役割は重要であることから、毎月第3日曜日を家庭の日と定め、家庭の教育力の向上を目指している。 家庭の日には、小人料金等が無料になる県有施設があり、県内の企業や各施設でも料金割引等のサービスが受けられるところがある。
	寡婦	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の子どもを扶養していたことのある者。

五十音順	用語	説明
き	キャリアカウンセラー	個人の持つ職業興味や経験、価値観といった個人特性を明確にし、幅広い情報に基づいて、その個人に最適な職業や能力開発について専門の見地から助言・アドバイスする人。
	勤務時間短縮制度	労働時間を短縮する制度のことで、例えば1日の所定労働時間が8時間の場合、7時間（1時間短縮）に短縮するような制度をいう。このほか、週、又は月の所定労働時間や日数を短縮するような方法もある。
け	警察スクールサポーター	児童・生徒の安全意識を向上させることを目的に、学校と連携して、子ども達に対する実践的な防犯教室や防犯訓練等を開催しているほか、登下校時間帯は、学校周辺や通学路付近において、青色回転灯を装備した専用車両（スクール安全活動車）による安全パトロールを実施する非常勤職員。平成18年4月から、各警察署に1名づつ配置されている。
	結核に罹患した子どもへの療育の給付	骨関節結核その他の結核に罹患した児童に対し、医療の給付、療育に必要な学習用品・日用品の支給を行う。指定医療機関での保険診療に関する自己負担相当分を公費で負担している。
	健康福祉センター	地域における保健・医療・福祉の総合的な企画調整をはじめ、地域保健法や社会福祉法などに基づく指導助成、各種情報提供などを行う県の機関。
	顕微授精	卵子と融合する能力を持たない精子を直接顕微鏡下で卵子の中に注入し受精を促す方法。
こ	合計特殊出生率	該当年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
	人口置換水準	長期的に人口が安定的に維持されるために必要とされる合計特殊出生率の水準。近年の日本における値は2.07～2.08。
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）	高齢者、障害者等々の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、平成18年12月に施行された法律。主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めている。
	孤食	家族が揃うことなく、各自で違う時間に食事を取ること。 食事の際に、孤独を感じて、辛いと感じてしまう状態を指す語。
	子育てサロン	子育て中の親子などが身近な「憩いの場」として気軽に訪れ、情報交換をはじめ、親子や世代間の交流などを行うことのできる場所。地域の公民館や保育所・幼稚園・学校の余裕教室などを活用して設置されている。
	子育て短期支援事業	ショートステイ（短期入所生活援助事業）及びトワイライトステイ（夜間養護等事業）の2種類ある。
	ショートステイ	保護者が疾病、疲労その他の身体上・精神上・環境上の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において養育・保護するサービス。養育・保護の期間は原則7日以内。 なお、本計画の目標設定指標における単位「実施場所数」には、児童養護施設のほか、自宅でショートステイを担う里親等の人数もカウントされる。
	トワイライトステイ	保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となる等の場合に、その子どもを実施施設（主に児童養護施設）において保護するサービス。
	こども医療費助成制度	子どもが定められた年齢の範囲内で、けがや病気により医療機関等で治療を受けた際、医療費の自己負担分を公費で負担する制度。
	こどもエコクラブ	子どもたちの興味関心に基づいて、家庭・学校・地域で自主的に活動する環境活動クラブ。クラブとして登録するには、2人以上の子ども（幼児～高校生）と、活動を支える1人以上の大人（サポーター）が必要。登録すると、全国事務局から活動プログラムが提供されるほか、県や協賛企業等から支援を受けることができる。 環境省が平成7年から「こどもエコクラブ事業」として実施している。
	こども救急ガイドブック	小児救急における家庭での対処方法等をまとめた冊子。母子手帳交付時等に市町を通じて配布している。
	子どもと親の相談員	小学校における不登校や問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応のための相談員。教員OB等を配置し、児童及び保護者の状況に応じて適切な教育相談を実施する。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	平成19年12月18日に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議（関係閣僚と有識者等で構成）においてとりまとめられたもので、今後の日本の持続的な経済発展のために、少子化対策の観点から戦略的な対応を示している。

五十音順	用語	説明
さ	里親（制度）	保護者のいない児童や虐待されている児童など家庭での養育に欠ける児童を登録された者が家庭的な雰囲気の中で養育する制度。平成14年10月の制度改正で、一般的な養育里親、親族が里親になる親族里親、養子縁組によって養親となることを希望する養子縁組里親、虐待を受けた子どもなどを養育する専門里親の4種類に分類された。
	専門里親	養護を要する児童の中でも虐待されていた児童など心身に有害な影響を受けた児童を専門的に養育し、その児童の自立を支援するため一定の研修を受けた里親。平成14年度の里親制度改正により創設された。
し	仕事と生活の調和推進官民トップ会議	官民が一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組むため、関係関係、有識者、経済界・労働界・地方公共団体の代表等で構成される会議。
	仕事と生活の調和推進のための行動指針	平成19年12月18日に仕事と生活の調和推進官民トップ会議において決定された指針。仕事と生活の調和を推進していくための企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針を示している。
	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	平成19年12月18日に仕事と生活の調和推進官民トップ会議において決定された憲章。仕事と生活の調和の実現に向けた国民的な取組の大きな方向性を提示している。
	思春期教室	思春期にある子どもやその保護者を対象に、思春期の心と身体の変化、思春期の子どもへの接し方などの知識の普及を図るため開設する健康教室。
	思春期健康支援ネットワーク会議	思春期の子どもたちや保護者に対し、適切かつ効果的に支援するため、広域健康福祉センターが中心となり、保健、教育、医療、福祉などが連携した会議。
	思春期健康支援プロジェクト会議	地域において機動的かつ具体的な事業を展開するため、性教育対策や心の問題対策など、地域の状況に応じ、実践的な対応を行うための会議。広域健康福祉センターに設置され、学校や市町村担当課が構成員となる。
	思春期相談センター	同年代のピアカウンセラーや専門の相談員（医師、保健師、助産師、看護師、養護教諭等）が思春期の若者の悩みや相談に応じる施設。
	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を図るために、平成15年7月に制定された法律。平成27年3月31日までの時限立法。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等、次世代育成支援対策を推進するための措置を講ずる法律である。
	次世代育成支援に関する実態調査	後期行動計画策定のための基礎資料とするため、県内の就学前児童の保護者及び小学校児童の保護者を対象に実施したアンケート調査。調査は県内各市町が実施主体となって概ね平成20年11月～21年2月の期間内に実施し、その結果を県で集計し取りまとめた。
	児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題について、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行ったり、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行う施設。そのほか、児童相談所から委託を受けた児童の指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う。
	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置される児童厚生施設。
	児童虐待緊急ダイヤル	24時間児童虐待通告を受理するため、児童相談所が閉所している平日の夜間や休日に、緊急的に児童虐待通告を受理している専用のダイヤル。
	児童虐待対応チーム	児童相談所の体制強化のため、平成17年4月より各児童相談所に設置されたチーム。主に虐待の通告から最初の援助方針を決定するまでの初期対応を行う。
	児童虐待に関するアセスメント（評価）	虐待の評価としては、「虐待内容や程度の評価」「保護者の評価」「被虐待児の評価」があげられる。これらからの総合的評価により、援助方針が決定される。
	児童虐待の防止等に関する法律	児童虐待の防止や早期発見、早期対応などを目的として、平成12年5月に制定された法律。同法では、虐待の定義をはじめ、虐待の早期発見、虐待の通告、立入調査の実施などが規定されている。平成16年4月（同年10月施行）の法改正では、市町村が虐待通告受理機関として新たに加えられるとともに、DVや同居人の虐待と同様の行為を放置する保護者の行為も虐待と規定され、また、虐待を受けた可能性がある児童も通告の対象とするなど範囲が拡大された。
	児童自立支援施設	不良行為を行う、又は行うおそれのある子どもや生活指導を必要とする子どもを入所（通所）させ、子どもの状況に応じた必要な指導を行い、その自立を支援する施設。
	児童相談所	児童福祉法に基づき、都道府県及び指定都市が設置する児童福祉サービスの中核となる相談・判定機関。児童福祉司、児童心理司、医師等が配置され、児童に関する様々な問題に対応する。
児童デイサービス事業	障害児の育成を図るため、障害児に対して通所により日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う事業。	

五十音順	用語	説明
し	児童の権利に関する条約	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的に、平成元年に国連総会で採択された条約。日本は平成6年に批准。
	児童福祉司	児童福祉法第13条第1項に基づき、児童相談所への配置が義務付けられている職員。担当区域により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う。
	児童福祉施設	保育所や児童館、児童養護施設、児童自立支援施設など、児童の健全な育成、保護援助を要する児童やその保護者の福祉の向上を図るため、必要な援助を行う施設の総称。
	児童扶養手当	母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とした手当。父母が婚姻を解消した児童や父が死亡した児童などを監護する母、又は母に代わって児童を養育している者に支給される。平成22年8月から父子家庭も対象。
	児童養護施設	保護者のいない児童や虐待されている児童など家庭での養育に欠ける児童を入所させて養護し、その自立を支援する施設。
	周産期	妊娠満22週以降、生後7日未満の期間。
	重症心身障害児通園事業	在宅の重症心身障害児の運動機能の低下を防止するため、日常生活における基本的動作や運動機能等の回復訓練を行うとともに、保護者に対する療育技術指導を行う事業。
	生涯学習ボランティア	これまでに学習したことや体験したことを生かして、他の人の学習活動を支えるために個人の自由意思に基づき社会貢献活動をする者。ボランティア活動そのものが自己実現や自己開発につながる学習である。県では、このようなボランティア活動を支援するため、県内8か所に生涯学習ボランティアセンターを設置し、生涯学習ボランティアに関する相談や情報提供を行っている。
	障害者自立支援法	障害者・児がその能力と適性に応じ自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず人々がお互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として定められた法律。平成18年4月施行。
	小規模グループケア	児童養護施設等において、虐待等により手厚いケアを要する児童に対し、家庭的な環境の小規模グループにより、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを行うこと。
	情緒障害児短期治療施設	軽度な情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。
	小児慢性特定疾患にかかっている子どもへの医療の給付	治療が長期にわたり、医療費の負担が高額となるような小児の特定の疾患（慢性腎疾患や慢性心疾患等）について、医療費の自己負担額を公費で負担する制度。
	少年警察ボランティア	風営適正化法に基づき、栃木県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している者。
	少年相談専門員	少年の健全育成と非行防止を図るために警察本部に配置されたヤングテレホンの専門相談員。電話での相談に応じたり、相談内容の分析などを行っている。
す	食育	県民が自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健康で安全・安心な食生活を実現することができるよう、栄養知識や食品の安全性、食料の生産、食文化などを正しく理解し、実践できるよう必要な情報提供や実践活動等を行うこと。
	職業家庭両立推進者	育児介護休業法では、事業主が講ずべき措置等を円滑に実施できるよう、職業家庭両立推進者を選任することが事業主の努力義務となっている。 具体的には、育児休業等に関する就業規則の作成、周知、勤務時間短縮等の措置の企画、運営等の業務を行う。
	食生活改善推進員	地域における健康づくり活動を実践及び推進するボランティア。市町村等で開催される養成講習会を受講し、専門的な知識や技術を習得している。
	自立援助ホーム	義務教育終了後、児童養護施設を退所し、就職する児童等を入所させ、相談、日常生活援助及び生活指導を行いながら、自立に向けて共同生活を営む施設。
	シルバー人材センター	高齢者にそれぞれのライフスタイルに応じた就業機会を提供する事業所。本県では各市町に一つ設置されている。センターは、地域の家庭や企業、自治体等から受注した業務を、会員として登録された高齢者の中から適任者を選び遂行する。また、仕事をした会員に対しては、仕事の内容等に応じて配分金（報酬）を支払う。
	スクールカウンセラー	小・中・高等学校における生徒指導や教育相談機能を充実するための相談員。臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等を配置している。
	せ	青少年指導員

五十音順	用語	説明
そ	総合型地域スポーツクラブ	地域住民の誰もが、体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつでもスポーツに参加できるクラブのこと。複数の種目が用意され、主に会費を自主財源として地域住民が自主的に運営する。
	総合周産期母子医療センター	周産期における母親と子どもに対する高度で専門的な医療サービスを提供する医療機関。県内では、自治医科大学附属病院と獨協医科大学病院に設置されている。
	周産期医療連携センター	総合周産期母子医療センターに設置されており、母体及び新生児の円滑かつ迅速な搬送・受入に向けて、産科・小児科の専門医がコーディネートを行う。
た	第三者評価事業	福祉サービスの質を、第三者機関が専門的かつ客観的立場から評価し、福祉サービスの質の向上を図る事業。評価結果は原則として公表され、利用者の適切な選択に資するための情報となる。
	男女共同参画推進員	男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、地域において活動するボランティア。本人の申し出に基づいて県に登録し、市町村等と連携して活動する。
	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和61年4月から施行された法律。同法では労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて、男女間の差別の禁止などが規定されている。
ち	地域移動博物館	県民に開かれた博物館を目指し、県内の市町と連携し、各市町の施設において県立博物館の収蔵資料を利用した展示や講座（体験活動等を含む）を行う。
	地域子育て支援拠点	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、地域において子育て親子の交流等を促進する拠点。
	地域小規模児童養護施設	現に児童養護施設を運営する法人等が、地域社会の民間住宅等を活用して家庭的な環境の中で養護を行う施設。
	地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体等をメンバーとし、地域の実態や課題等の情報を共有して具体的に協働するネットワークとして機能する。
て	テレホン児童相談	家庭の養育環境や児童のしつけ等に関する不安や悩みに対する電話相談。通年で9時から20時まで専門の相談員が対応している。
と	特定優良賃貸住宅	中堅所得者を対象にしたファミリー向け賃貸住宅。
	特別支援学校	従来の盲・聾・養護学校のこと（学校教育法の改正により、平成19年から名称変更）。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の児童生徒を対象とした学校。障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3による。
	特別支援教育	発達障害を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うこと。
	特別支援教育コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。
	特別保育事業	通常保育以外の保育サービスのこと。
	低年齢児保育	3歳未満の乳幼児に対する保育。
	延長保育	保育所が規定する保育時間を延長して乳幼児を預かる保育サービス。
	休日保育	保育の実施の対象となる就学前の児童を対象に日曜や祝日等に行う保育サービス。
	特定保育	保護者のパート就労等で週に2、3日程度、又は午前若しくは午後のみ保育を必要とする場合等に、必要に応じて利用できる保育サービス。
	病児・病後児保育	病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中の体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業。病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の3つの類型がある。
	障害児保育	保育に欠ける障害児について、健常な児童とともに保育サービス
栃木県育英会	高校生や大学生等への奨学金貸与事業や東京学生寮の運営を行っている財団法人。	

五十音順	用語	説明
と	栃木県子育て環境づくり推進会議	子育て環境づくり推進のあり方などについて、幅広い視点からの検討・研究を行うことを目的として、平成8年度に設置された組織。委員は、保健医療、教育、経済・労働など関係機関の代表や学識経験者、公募委員で構成される。
	栃木県子育て環境づくり推進本部	子育て環境づくりの総合的かつ効果的な推進を図るための企画調整などを行うことを目的として、平成8年度に県庁内に設置された組織。知事を本部長とし、各部署の関係課で構成される。
	栃木県こどもの読書活動推進計画（第二期）	子どもの読書活動に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、県教育委員会が平成21年3月に策定した計画。県内のすべての子どもが、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むための環境の整備を目標としている。
	栃木県社会福祉協議会	地域福祉の推進のための広域的な活動、社会福祉事業従事者の養成、社会福祉事業者の経営に関する助言等を行う民間団体。
	栃木県小児虐待防止ネットワーク	児童虐待の防止や早期発見、早期対応を図るため、保健、医療、福祉、警察などの関係者から構成される組織。専門研修や事例検討会、広報紙の発行、地域の関係機関と連携した虐待児に対する援助活動などを行っている。
	栃木県青少年健全育成条例	青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、県・県民・保護者等の責務を明らかにするとともに、青少年の健全な育成に関する施策の基本となる事項を定めた条例。平成18年10月に制定。
	栃木県総合教育センター	県民の生涯学習活動への支援、教職員の資質向上を図る各種研修、教育に関する調査研究、幼児・児童・生徒・保護者等への教育相談及び教育情報の収集及び提供、幼児教育の充実推進などを行うセンター。平成4年10月設置。
	栃木県動物愛護指導センター	人と動物との共生意識の高揚と調和のとれた社会環境づくりを達成するために、動物愛護精神の普及啓発と動物の適正飼養の啓発・指導等を行うセンター。平成6年4月設置。
	動物ふれあい教室	子犬とのふれあいなどを通じて、動物を慈しむ心を育むことを目的として、栃木県動物愛護指導センターが保育所、幼稚園及び小学校低学年の児童等の団体を対象に実施している事業。要望によっては、参加者の指定した場所に出張して教室を開催するなどの対応もしている。
	栃木県母子寡婦福祉連合会	県内の市及び町の母子寡婦福祉団体により組織される団体。母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図るため、自主的活動の他に、県からの委託により母子家庭等就業・自立支援センター事業を運営している。
	栃木県幼児教育振興プログラム	本県の幼児教育のさらなる充実と振興を図るため、教育の指針となる「とちぎ教育振興ビジョン」の部門別計画であり、幼児教育に関する施策の総合的な推進計画として策定したプログラム。
	栃木県幼児教育センター	幼・保・小の連携を図りながら、幼児期から児童期への円滑な接続と幼児期にふさわしい教育環境の実現を支援し、本県幼児・児童の健全な育成を目指すために設置された幼児期にかかる教育行政の中核的な施設。
	とちぎ子ども医療センター	本県における小児の高度な専門医療機能を備えた「子どものための病院」。自治医科大学附属病院と獨協医科大学病院に設置されている。
	とちぎ子ども救急電話相談	こどもの急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や救急外来受診の要否について相談できる窓口。毎日19時から23時まで看護師が対応している。
	とちぎ就職支援センター（ジョブカフェとちぎ）	キャリアカウンセラーによる職業相談や適正検査、能力開発のアドバイス、各種セミナーの開催など、若年者の就職をワンストップで支援する施設。平成16年4月開設。
	とちぎ食育応援団	学校教育や地域活動の中で、食や農の知識や技術などの指導を通して食育推進に協力するボランティア。個人・団体・企業の区分で登録し、活動分野は食生活改善、農林水産物の生産分野など6分野。平成18年12月より募集開始。
	とちぎ食育推進連絡会	とちぎの食育元気プランに基づき食育に関係する機関・団体等の連携・協力により食育を総合的に推進することを目的とし、平成19年度に設置された組織。委員は、消費者、農業、保健栄養、教育、商工など関係機関・団体及び学識経験者で構成される。
	とちぎ青少年子ども財団	次代を担う子ども及び青少年を心身ともに健やかに育てるために、子ども及び青少年の健全育成に関する事業に取り組んでいる財団。
	とちぎ男女共同参画センター	男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設。平成8年4月に業務開始。情報提供、総合相談、啓発・学習・研修、女性人材育成などの幅広く実践的な事業を展開すると同時に、広く県民の自主活動を支援する。
	栃木の子どもをみんなで育てよう運動	21世紀を担う心豊かな栃木の子どもたちを育てていくために、地域フォーラムや啓発・広報活動などを通して、地域を挙げて大人たちが相互に連携しながら子どもを育てていくことの重要性を訴えていく県民運動。
とちぎボランティアNPOセンター	NPOやボランティア等の活動に必要なさまざまな情報の受発信や交流等の拠点となるセンター。平成15年11月開設。愛称は「ぼぼら」。	

五十音順	用 語	説 明
と	とちぎ未来クラブ	<p>県民総ぐるみで結婚や子育てを支援する機運を醸成するため、県をはじめ県内各界の関係団体が参加して平成19年8月に設立した組織。構成団体は46団体（うち4団体は参与団体）、会長は知事、事務局は(財)とちぎ青少年こども財団。</p> <p>次の2事業を実施している。</p> <p>とちぎ出会いサポート事業 結婚を望む独身男女を支援する事業。出会いの場となるイベント等の企画・開催や、未来クラブや「出会い応援団体」が実施する出会いの場となるイベント等の情報の提供、地域結婚サポーターによる結婚支援、企業内結婚サポーターにより企画された企業間の出会いの場となるイベントへの助成などを実施している。</p> <p>とちぎ子育て家族応援事業 18歳未満の子ども又は妊婦のいる家庭に「とちぎ笑顔つぎつぎカード」を配布し、事業に協賛する店舗・施設において当カードを提示することにより、割引や特典などの優待サービスを受けられる事業。平成21年11月からは、同様の事業を実施している福島県・茨城県・群馬県との連携により、各県の希望者に対しそれぞれの優待カードを交付できるようにした。</p>
に	日中一時支援事業	障害者・児の家族の就労支援や一時的な休息のため、障害者等の日中における活動の場を確保する事業。障害児の放課後支援的な形態のほか、宿泊を伴わないショートステイの形態で実施される。
	乳児院	養護に欠ける乳児（保健上の理由等により必要な場合、幼児を含む。）を入院させて、その養育を行う施設。
	乳幼児突然死症候群（SIDS）	健康だった乳幼児が突然死亡し、その原因が明らかにできないもの。
	認可外保育施設	児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設。なお、一定の要件を満たす認可外保育施設には県への届出が義務付けられている。利用できる家庭の制限はなく、利用料も施設と利用者の契約により決定される。
	妊産婦医療費助成制度	妊婦及び産婦が定められた期間の範囲内で、けがや病気により医療機関等で治療を受けた際、医療費の自己負担分を公費で負担する制度。
	認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域において子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設として都道府県知事が認定した施設。幼稚園と保育園の利点を生かしながら、就学前の教育・保育ニーズに対応する新しい制度として平成18年度に創設された。
ね	ネグレクト	子どもの遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良、極端な不潔、保護の怠慢ないし拒否による病気の発生、学校へ行かせない、など）をいう。
は	パウチャー（利用券）を活用した職業訓練	ここでいうパウチャーは、民間の職業訓練を受けるための職業訓練利用券のこと。就労不安定な若者等が、キャリアカウンセリングと自らの選択により民間の職業訓練を受講することで、勤労意欲と職業能力を高め、希望する職業に就けるよう支援する。問合せ先はジョブカフェとちぎ。
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
	発達障害者支援センター	発達障害者・児及びその家族に対し、専門の職員による相談支援、療育支援、就労支援等、総合的な支援を行う地域の拠点機関。平成17年4月設置。
	発達障害者支援法	発達障害を早期に発見し、発達障害者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とし、発達障害の定義や発達障害者支援センターの設置等について定めた法律。平成17年4月施行。
	母親クラブ	児童館などを拠点に、地域の子どもの健全育成に取り組む母親などの自主的なクラブ。親子や世代間の交流活動、子どもの事故防止活動などに取り組んでいる。
	バリアフリー	高齢者や障害者などを含む全ての人が自由に社会参加できるよう、身体的、精神的な障害（バリア）となるものを取り除こうという考え方。
ひ	ピアカウンセラー	「ピア」とは「仲間」という意味。ピアカウンセラーとは、相談者と同じ心の痛みがわかる仲間として話を聞き、望ましい意志決定や行動選択のための自己決定ができるように支援する人たち。
	ピアカウンセリング	ピアカウンセラーが、思春期の子どもたちに対して、望ましい意志決定や行動選択のための自己決定ができるように支援するカウンセリングのこと。
	被措置児童等虐待通告制度	児童福祉法の改正により、平成21年度から被措置児童（児童福祉施設に入所又は里親に委託された子ども）等が虐待を受けたと思われる場合にも、通告義務が規定されたことを受けて創設された制度。被措置児童の虐待の通告を受理してからの各関係機関の役割や対応等を定めている。

五十音順	用語	説明
ひ	ひとにやさしいまちづくり条例	病院や劇場、集会場などの建築物や公園、道路、公共交通機関の施設等、不特定多数の利用がある公共的施設のバリアフリー化を進めるための施設基準を設けた条例。平成11年10月公布。
	ひとり親家庭医療費対策事業	ひとり親家庭の生活の安定と健康増進を図るため、ひとり親家庭の親と子に対し、保険診療にかかる自己負担分を助成する制度。
ふ	ファミリー・サポート・センター	地域において、育児や介護などに関して、援助を行いたい人と受けたい人とが会員となって相互に支え合う組織。
	ファミリーホーム	家庭的な養護を促進するため、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童同士の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされる児童に対し、養育者の住居において、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する施設。
	福祉犯	児童買春に係る犯罪等、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪やその他の少年の福祉を害する犯罪。
	父子手帳	父親が子育てに関心を持ち、積極的に育児に参加できるよう、妊娠、出産、育児に関する基本的な情報や育児休業制度の活用等、子育てに関する総合的な情報を掲載した冊子。平成17年度より母子手帳とともに配布。
	不妊専門相談センター	産婦人科医師や助産師により、一般的な不妊治療から生殖補助医療にまでの医学的情報の提供や、不妊に関する悩みなど、多様な相談に応じる機関。男女共同参画センター「パルティ」に設置している。
	ふれあい学習	学校、家庭、地域社会が連携・協力し、子どもの「生きる力」を育みながら、家庭と地域の教育力の再生・充実を目指して実施する子ども同士、大人同士、子どもと大人、幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動。
	フレックスタイム制度	一定期間（1か月以内）の総労働時間をあらかじめ定め、労働者がその範囲内で各日の始業、終業の時刻を決定して働く制度。 労働者が仕事と生活のバランスをとりやすくなることが期待できる。
	プロバイダー	インターネットへの接続口を提供する業者。
ほ	保育所待機児童率	保育所入所待機児童数を認可保育所利用（申込）児童数で除した数値。 なお、保育所入所待機児童数とは、保育に欠ける児童の保護者が市町村に保育所の利用（入所）を申し込んでいるが入所できていない乳幼児数のこと。
	保育所における質の向上のためのアクションプログラム	国が保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するために策定した「新待機児童ゼロ作戦」に基づき、国及び地方公共団体が、保育所における質の向上を図るために、保育実践の改善・向上、子どもの健康及び安全の確保、保育士等の資質・専門性の向上、保育を支える基盤の強化を内容として策定する行動計画。
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	平成20年4月1日に国が定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して策定した、母子及び寡婦福祉法第12条に定める計画。母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象とした施策を展開。
	保育所保育指針	厚生労働大臣が定める告示として、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項として定められた指針。平成19年度に保育の内容の質を高める観点から全面改訂され、平成21年4月1日より施行された。
	保育所や保育士の自己評価	平成20年の保育所保育指針の改定により、保育所や保育士が、保育の質を高めるため、保育の計画の展開や保育実践を振り返り、保育所の保育内容や自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善に努めることが明確に位置づけられた。
	保育ママ制度（家庭的保育事業）	保育士等の資格を持った者が保育所の支援を受けながら自宅等で少人数の乳幼児を預かる事業。
	放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流機会等の機会を提供する事業。
	放課後児童クラブ	児童館や小学校の余裕教室などを使って、保護者が昼間働いている家庭の、概ね10歳未満の子どもに遊び場・居場所を提供する活動。
	保健医療圏	高度・特殊な医療を除く一般的な保健医療需要に対応する区域で、医療機能を考慮した病院の整備や各種の保健・医療・福祉施策を展開するための地理的な単位。
	保健・衛生に関するガイドライン	国が策定した「保育所における感染症対策ガイドライン」のこと。国の「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」において作成するとされたもので、保育所における保健・衛生面の対応に関して示されている。



五十音順	用語	説明
ほ	母子家庭自立支援給付金	母子家庭の就業自立を効果的に推進するため、資格取得や技能習得、あるいは安定雇用のための経済的支援策。「自立支援教育訓練給付金」と「高等職業訓練促進給付金」の2種類ある。
	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母の主體的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、修了した場合、所定の給付金が支給される。
	高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得（看護師、准看護師、介護福祉士等）を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について、所定の給付金が支給される。
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等の自立のため、相談から情報提供までの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、養育費の取り決めなどに関する専門相談や生活指導を必要とする母子家庭の母等への支援を総合的に行う事業。事業の運営を財団法人栃木県母子寡婦福祉連合会に委託。
	母子家庭等日常生活支援事業	母子、父子、寡婦の方が急に病気になったり、離婚直後の生活の激変など様々な理由で生活や子の養育に支障を生じた場合に、登録された家庭生活支援員を要請に応じて家庭等に派遣し、家事や通院等の生活介助や子育て支援を行う事業。
	母子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭及び寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を目的とした貸付金。
	母子自立支援員	母子家庭の母及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うほか職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う相談員。知事又は市長が委嘱し、県健康福祉センター（福祉事務所）や市福祉事務所に配置されている。
	母子自立支援プログラム	母子自立支援員（母子自立支援プログラム策定員）が、児童扶養手当を受給している母等と面接し、生活や子育ての状況、自立・就労に向けた障害要因等を把握し、個々の状況に応じた自立・就業支援計画書を策定し、福祉事務所やハローワーク等と連携を図り、自立・就業に結びつけた支援を実施。
	母子生活支援施設	配偶者のない女子等とその子どもを入所させ保護するとともに、その自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した母子に対し、相談やその他の援助を行う施設。
	母子保健推進員	地域母子保健の向上のため、市町村長に委嘱され、育児サークル活動や健康診査への支援、家庭訪問等の活動を行うボランティア。
	ホットほっと電話相談	県教育委員会で設置している電話相談窓口。「家庭教育ホットライン」と「いじめ相談さわやかテレホン」の2種類ある。（平成19年10月からメール相談も開始。）
	家庭教育ホットライン	子育てや子どものいじめ・不登校等、家庭教育に関する相談を受け付ける保護者専用の電話相談窓口。相談の受付時間は毎日8時30分から21時30分まで（21時30分から8時30分までは留守番電話・FAXで対応）。
	いじめ相談さわやかテレホン	いじめや不登校、その他学校生活等に関する相談を受け付ける児童生徒専用の電話相談窓口。相談の受付時間は24時間（日曜日は留守番電話・FAXで対応）。
ホームヘルプサービス	自立して生活を営むのに支障がある障害者・児の家庭等にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助などを行うサービス。居宅介護ともいう。	
本県独自の少人数学級	本県では、次の3つの施策を「本県独自の少人数学級」として一体的に推進している。 中学校における少人数学級推進事業（全学年における35人以下学級の推進） 小学校低学年での36人以上学級への非常勤講師配置事業（ワ・ツ・ブプロジェクト） 学校支援のための非常勤講師配置事業（スクール・サポート・プロジェクト）	
み	緑の少年団	次世代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育つことを目的として設立された団体。学校や地域を単位とする小中学生により構成される。全都道府県に緑の少年団連盟があり、全国で約3,800団（338千人）が登録している。 主な活動としては、学校や地域の花壇づくり、地域の環境美化、間伐や植樹などの森林整備体験などを展開している。また、全国緑の少年団連盟や各都道府県連盟が主催し、緑少年団交流集会や、活動発表大会などの行事も行われる。
	民生委員・児童委員	社会奉仕の精神を持って、生活に困っている人、児童、心身障害者（児）、老人、母子世帯等援護を必要とする人々の相談指導に当たる地域の奉仕者。児童福祉法の定めにより、「民生委員」は、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う「児童委員」に充てられるとされている。 なお、「主任児童委員」とは、地域において児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員のこと。
や	薬物乱用防止指導員	県民の健康で明るい生活を確立することを目的に、覚せい剤等薬物の乱用防止啓発活動を行う指導員。知事が薬剤師、保護司、少年補導員等に対して委嘱をしている。

五十音順	用 語	説 明																																																				
よ	養育医療	出生時の体重が2,000グラム以下あるいは生活力が特に薄弱な1歳未満の未熟児に対する入院医療の給付のこと。指定医療機関での保険診療に関する自己負担相当分を公費で負担している。																																																				
	幼児二人同乗用自転車	強度、制動性能、駐輪時の安定性等の一定の要件を満たした、大人が幼児を2人まで乗せて運転することができる自転車。平成21年7月1日に全国でほぼ一斉に解禁となった。																																																				
	幼稚園における預かり保育	通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動。																																																				
	要保護児童対策地域協議会	地方公共団体が設置機関となり、虐待されている児童など養護を要する児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係する機関が構成員となり、児童及び保護者の情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。平成16年11月の児童福祉法改正により設置が規定された。																																																				
り	療育相談	広域健康福祉センターで実施している、精神・運動発達面に問題や課題がある子ども及びその保護者に対し、療育・養育等日常生活に必要な相談支援のこと。																																																				
れ	レスパイトサービス	障害者・児を日常的にケアしている家族等が、日常的なケアから一時的に解放されることにより、心身をリフレッシュすることを目的としたサービス。																																																				
ろ	労働環境等調査	<p>県内事業所に勤務する労働者の労働環境を明らかにし、労働行政推進上の基礎資料とするとともに、企業における労働条件の改善と労使関係の安定に資することを目的とした調査。従業員数や、年次有給休暇の取得状況、福利厚生制度等について調査を行っている。</p> <p>平成20年調査において、「仕事と家庭の両立支援」に係る項目についての調査対象事業所の企業規模分類は、産業分類別に下表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>大 企 業 常用労働者</th> <th>中 小 企 業 常用労働者</th> <th>小 規 模 企 業 常用労働者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱業、採石業、砂利採取業</td> <td>300人以上</td> <td>20～299人</td> <td>5～19人</td> </tr> <tr> <td>建 設 業</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>製 造 業</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>情 報 通 信 業</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>運 輸 業、郵 便 業</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>卸 売 業・小 売 業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸 売 業</td> <td>100人以上</td> <td>6～99人</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>小 売 業</td> <td>50人以上</td> <td>6～49人</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業</td> <td>300人以上</td> <td>20～299人</td> <td>5～19人</td> </tr> <tr> <td>学術研究、専門・技術、サービス業</td> <td>100人以上</td> <td>6～99人</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>宿泊業、飲食サービス業</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 企 業 常用労働者	中 小 企 業 常用労働者	小 規 模 企 業 常用労働者	鉱業、採石業、砂利採取業	300人以上	20～299人	5～19人	建 設 業	〃	〃	〃	製 造 業	〃	〃	〃	電気・ガス・熱供給・水道業	〃	〃	〃	情 報 通 信 業	〃	〃	〃	運 輸 業、郵 便 業	〃	〃	〃	卸 売 業・小 売 業				卸 売 業	100人以上	6～99人	5人以下	小 売 業	50人以上	6～49人	〃	金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	300人以上	20～299人	5～19人	学術研究、専門・技術、サービス業	100人以上	6～99人	5人以下	宿泊業、飲食サービス業	〃	〃	〃
		区 分	大 企 業 常用労働者	中 小 企 業 常用労働者	小 規 模 企 業 常用労働者																																																	
鉱業、採石業、砂利採取業	300人以上	20～299人	5～19人																																																			
建 設 業	〃	〃	〃																																																			
製 造 業	〃	〃	〃																																																			
電気・ガス・熱供給・水道業	〃	〃	〃																																																			
情 報 通 信 業	〃	〃	〃																																																			
運 輸 業、郵 便 業	〃	〃	〃																																																			
卸 売 業・小 売 業																																																						
卸 売 業	100人以上	6～99人	5人以下																																																			
小 売 業	50人以上	6～49人	〃																																																			
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	300人以上	20～299人	5～19人																																																			
学術研究、専門・技術、サービス業	100人以上	6～99人	5人以下																																																			
宿泊業、飲食サービス業	〃	〃	〃																																																			